

瀬戸市下水道条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成27年12月25日

瀬戸市長 伊藤保徳

瀬戸市条例第36号

瀬戸市下水道条例の一部を改正する条例

瀬戸市下水道条例（昭和45年瀬戸市条例第7号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
目次	目次
第1章 総則（第1条・第2条）	第1章 総則（第1条・第2条）
第1章の2 公共下水道の施設に関する構造の技術上の基準（第2条の2—第2条の6）	第1章の2 公共下水道の施設に関する構造の技術上の基準（第2条の2—第2条の6）
第2章 排水設備の設置等（第3条—第5条）	第2章 排水設備の設置等（第3条—第5条）
第2章の2 排水設備等の工事の事業に係る指定（第6条— <u>第6条の17</u> ）	第2章の2 排水設備等の工事の事業に係る指定（第6条— <u>第6条の16</u> ）
第3章 公共下水道の使用（第7条—第16条）	第3章 公共下水道の使用（第7条—第16条）
第3章の2 終末処理場の維持管理（第16条の2）	第3章の2 終末処理場の維持管理（第16条の2）
第4章 行為の許可（第17条・第18条）	第4章 行為の許可（第17条・第18条）
第5章 占用（第19条—第23条）	第5章 占用（第19条—第23条）
第6章 雑則（第24条・第25条）	第6章 雑則（第24条・第25条）
第7章 罰則（第26条・第27条）	第7章 罰則（第26条・第27条）
附則 （用語の定義）	附則 （用語の定義）
第2条 この条例において、次の各号に掲げる用	第2条 この条例において、次の各号に掲げる用

語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1)から(14)まで <省略>

(15) 責任技術者 愛知県下水道協会（以下「協会」という。）が実施する排水設備工事責任技術者試験（以下「試験」という。）に合格し、市に登録されている者をいう。

（指定工事店の指定）

第6条の2 指定工事店は、次に掲げる要件に適合している工事業者とし、市長はこれを指定工事店として指定するものとする。ただし、市長が特に必要と認めた場合は、この限りでない。

(1)から(4)まで <省略>

2 <省略>

（指定の有効期間）

第6条の4の2 指定工事店の指定の有効期間

（以下「指定期間」という。）は、第6条の2の指定を受けた日（以下「指定日」という。）から指定日から起算して4年経過後最初に到来する3月31日までとする。

（指定の更新）

第6条の4の3 指定工事店は、指定期間満了後

も引き続き指定を受けようとするときは、期間満了日の30日前までにあらかじめ指定の更新

（以下「指定更新」という。）を受けなければならない。

2 指定更新を受けようとする指定工事店は、排水設備指定工事店指定申請書に第6条の3第2項各号に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

3 指定更新を受けた指定工事店の指定期間は、前条の規定にかかわらず、指定更新の日から4年経過後最初に到来する3月31日までとする。

語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1)から(14)まで <省略>

(15) 責任技術者 愛知県下水道協会（以下「協会」という。）が実施する責任技術者認定試験（以下「試験」という。）に合格し、市に登録されている者をいう。

（指定工事店の要件）

第6条の2 指定工事店は、次に掲げる要件に適合している工事業者とする。ただし、市長が特に必要と認めた場合は、この限りでない。

(1)から(4)まで <省略>

2 <省略>

(手数料)

第6条の17 市長は、次の各号に掲げる事務について、当該事務の申請者から、当該各号に定める額の手数料を徴収する。

- (1) 第6条の2で規定する指定工事店の指定  
1件につき10,000円
- (2) 第6条の4の3で規定する指定工事店の指定更新 1件につき10,000円
- (3) 第6条の8で規定する責任技術者の登録  
1件につき2,000円
- (4) 第6条の14で規定する責任技術者の登録更新 1件につき2,000円

2 前項の手数料は、申請の際に徴収する。ただし、市長が適当と認める場合は、別に定める時期に手数料を徴収することができる。

3 既に徴収した手数料は、還付しない。ただし、市長が特別の事情があることを認める場合は、その全部又は一部を還付することができる。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の瀬戸市下水道条例（以下「新条例」という。）第6条の17の規定は、前項に規定する施行の日（以下「施行日」という。）以後に行われる事務について適用する。

3 この条例の施行の際現に改正前の瀬戸市下水道条例（以下「旧条例」という。）第6条の4第1項の規定に基づき指定を受けている指定工事店は、新条例第6条の2第1項の規定に基づき指定された指定工事店と

みなす。

- 4 この条例の施行の際現に旧条例第6条の4第1項の規定に基づき指定を受けた指定工事店のうち、当該指定を受けた日から起算して5年を経過した指定工事店は、新条例第6条の4の2の規定にかかわらず、施行日以後最初に到来する3月31日を指定の有効期間とする。